

政令第二百八十九号

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政

令

内閣は、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日は平成三十年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年四月一日とする。

理由

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。